

議案第18号

安中市介護保険条例の一部を改正する条例について

安中市介護保険条例を次のように改正する。

令和6年2月27日提出

安中市長 岩 井 均

## 安中市介護保険条例の一部を改正する条例

安中市介護保険条例（平成18年安中市条例第127号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「38,400円」を「35,400円」に改め、同項第2号中「53,700円」を「53,400円」に改め、同項第3号中「57,600円」を「53,800円」に改め、同項第4号中「69,100円」を「70,200円」に改め、同項第5号中「76,800円」を「78,000円」に改め、同項第6号中「88,300円」を「93,600円」に改め、同号ア中「附則第10項第2号イを除き、」を削り、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第7号中「99,800円」を「101,400円」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第8号中「115,200円」を「117,000円」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第9号中「130,500円」を「132,600円」に改め、同号ア中「400万円」を「420万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第10号中「138,200円」を「140,400円」に改め、同号ア中「700万円」を「520万円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ又は第12号イ」を加え、同項第11号中「145,900円」を「171,600円」に改め、同号を同項第13号とし、同項第10号の次に次の2号を加える。

(11) 次のいずれかに該当する者 156,000円

ア 合計所得金額が620万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 163,800円

ア 合計所得金額が720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれに

も該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第6条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「23,100円」を「22,300円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「23,100円」を「22,300円」に、「38,400円」を「37,900円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「23,100円」を「22,300円」に、「53,800円」を「53,500円」に改める。

第8条第3項中「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「第9号まで」を「第12号まで」に改める。

附則中第10項の前の見出し及び同項から第12項までを削り、第13項を第10項とし、第14項を第11項とし、第15項を第12項とする。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第6条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。